

事務所ニュース [No.278]



◎◎新型コロナウイルス対応助成金◎◎

—従業員を雇用する事業主の方へ—

雇用調整助成金

厚労省 発表 ⇒ R5. 3月まで延長

12月以降は助成率が変更

原則的な措置

受給額

令和4年12月～令和5年3月

- ・1日あたりの助成金上限 8,355円
- ・助成率 2/3

※要件が変わります

詳細は秋本、染矢に
お問い合わせください

業況特例

生産指標（売上高）が30%以上減少している事業主は、
（R4.12月～R5.1月）助成率 9/10
（限度額上限 9,000円）

小学校休業等対応助成金

※12月～3月分は令和5年5月末日が申請期限です

助成内容

有給で休暇を取得した
対象労働者に支払った
賃金相当額×10/10

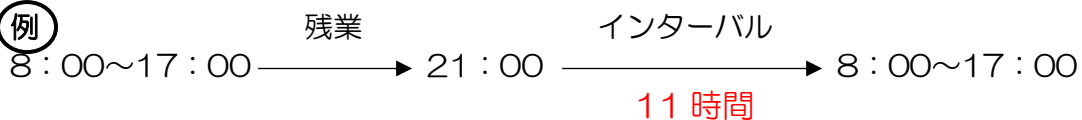
助成金額

日額上限額
令和4年12月～令和5年3月
8,355円

休暇取得期間

令和5年3月まで

◎勤務間インターバル制度◎



- ・勤務から次の勤務まで11時間の休息時間を必要とします
- ・制度導入は努力義務ですが、いずれ法定化されると思います

◎65歳超雇用推進助成金◎

R4.1.1以降に65歳以上の定年引上げ、定年の定めの廃止などを実施した事業主に
対し、15万円から最大160万円の助成金が支給されます

詳細は秋本、染矢に
お問い合わせ下さい

◎健康診断はお済ですか？◎

年に一度の検診は法律で定められた事業主の義務です
健康診断で病気の早期発見、早期治療が命を守ります

社会保険労務士法人オフィスCOA・中小企業労働保険協会・外国人登録支援機関

TEL 0985-25-1200 FAX 0985-25-2378

E-mail: oosaki@bronze.ocn.ne.jp * HP: <https://www.office-coa.net>